景観配慮事項説明書 (工作物)				
計画地及び周辺の状況/景観コンセプト	景観特性の 区分	□都心·周辺市街地景観 □田園景観 □臨海市街地景観	□近郊市街地景観□丘陵市街地景観	□郊外市街地景観
	周辺の景観			
コンセプト	計画地に おける 景観上の コンセプト			
	行為の制	限(景観形成の基準)		配慮した事項など
	地域特性 -地域の特性を意識した景観形成に向けて、地域別方針に 則した景観形成を図る。		針に	
	まちなみ形成 -周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した 形態・意匠とする。 -擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観 上の配慮を行う。			
	色彩 -法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、 周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。 -隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。			
	緑化 -既存樹木をできるだけ活用し、また敷地内の積極的な緑化を図る。		緑化	
		属物は、道路から見えにくい位置に 勿本体と調和するよう、意匠やめかく		